

中部ブロック発注者協議会

設立趣旨

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、国民のために確保されなければならない。

一方、昨今の公共工事を取り巻く環境は、公共投資の減少等に伴う建設業の競争激化、平均落札率の低下や過度の低価格入札が増加しており、資材や原油価格の高騰と相まって、ダンピング受注による公共工事の品質確保に懸念が生じている。

このような中、良質な社会資本の整備を図るため、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針が平成17年8月に閣議決定された。

以来、公共工事の発注者は、法律に則って、公共工事の品質確保に資する総合評価方式の導入・拡充や低価格受注への対策等に取り組んできたところである。

しかしながら、総合評価方式の普及が地方公共団体で遅れていること、不良不適格業者の存在、地元優良業者の淘汰、工事中の事故や手抜き工事の発生等の問題が指摘されており、これらを解決するために、総合的かつ速やかな取り組みが喫緊の課題となっている。

これらの諸情勢を踏まえて、平成20年3月28日の公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申し合わせ「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」に基づき、総合評価方式の普及促進や公共工事施工の安全対策の強化を行うとともに、加えて建設ICTの普及促進などの地域を支える建設生産システムの向上に関する取り組みを実施するため、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者間の連絡調整を図り、公共工事の品質確保の推進に寄与することを目的として、「中部ブロック発注者協議会」を設立するものである。

平成20年11月18日